

第 号	相 続 人 代 表 者 指 定 ( 変 更 ) 届
-----	---------------------------

年 月 日

大月市長 殿

固定資産相続登記が完了するまでの間、被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定（変更）いたしましたので届け出ます。

相 続 人 の 代 表 者	フリガナ		被相続人 との続柄	
	氏 名	印		
	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日		
	住 所	電話 ( )		
被 相 続 人	フリガナ			
	氏 名			
	死亡時の 住 所			
相 続 人	氏 名	被相続人 との続柄	住 所	

摘 要							※ 処 理 欄	受付	処理	
土地	土地(共有)	家屋		家屋(共有)		誰かの納管人 になっているか	当年度 送付先	翌年度 確認欄	口座停止依頼 納付書再発行	収納状況
		分類 (件数)		分類 (件数)						
		登記あり		登記あり						
		未登記		未登記						

※ 太枠の中を記入してください。

## 【留意事項】

- ・「相続人代表者指定（変更）届」は、相続登記が完了するまでの間、暫定的に代表者を指定してもらうもので、登記簿の名義を変更するには、別途法務局での登記申請が必要です。遺産分割協議が整い次第、速やかに登記申請をお願いいたします。
- ・「相続人代表者指定（変更）届」は、相続人全員の合意のうえで作成してください。
- ・「被相続人」欄には、亡くなられた方等の氏名と住所を記入してください。
- ・「相続人」欄には被相続人（亡くなられた方等）の配偶者、子供等相続権のある全ての方の氏名と続柄、住所を記入してください。
- ・相続放棄をしている場合は、放棄されていることが証明できる書類を提出してください。
- ・届出内容に誤り等がある場合は、改めて「相続人代表者指定（変更）届」を提出してください。
- ・故人名義の口座振替を利用されていた場合は、相続人等への口座振替手続きが改めて必要になりますのでご注意ください。